

# 宮城県広告事業事務取扱要領

平成18年10月30日施行  
平成19年 6月18日改正  
平成26年 4月15日改正  
平成30年 4月 1日改正

## (目的)

第1 この要領は、宮城県広告事業実施要綱(平成18年7月14日施行。以下「実施要綱」という。)及び宮城県広告掲載等基準(平成18年7月14日行経第37号総務部長通知。以下「掲載等基準」という。)に基づく広告事業の実施について一般的事項を定めるものとする。

## (広告募集要項の作成)

第2 実施部局長等は、広告事業を実施しようとするときは、その広告媒体に係る広告の募集要項を作成し、総務部管財課長(以下「管財課長」という。)に通知(別紙様式)するものとする。

2 前項に規定する募集要項には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする(別添参考様式1号から5号まで。当該広告の仕様書を兼ねる。以下同じ。)

- (1) 広告事業の種別
- (2) 広告媒体の名称及び概要
- (3) 募集する広告の概要(規格, 数量, 掲載等の期間, 広告料等)
- (4) 広告主又は広告の内容, デザイン等に関する条件
- (5) 広告掲載等(広告物の掲出, 事業協賛及びネーミングライツ等を含む。以下同じ。)の申込方法, 申込期限及び決定に関する事項
- (6) 担当者の所属及び連絡先
- (7) 財産の交換, 譲与等に関する条例(昭和39年3月26日宮城県条例第19号), 県立都市公園条例(昭和34年宮城県条例第21号)等の法令に基づく手続が必要な場合は, その内容
- (8) その他, 広告等の募集に関し必要な事項

3 実施要綱第2第1号ニに掲げる広告事業については、前項に掲げる事項のほか、契約期間中における愛称の変更は原則としてできない旨を記載するものとする。

## (広告等の募集)

第3 広告等の募集(以下「募集」という。)は、実施部局長等が、広告媒体ごとに随時行うものとする。

2 募集は、原則として公募により行うものとする。

3 実施部局長等は、県ウェブページ及び広報印刷物等により直接募集するほか、広告代理店等を通じて募集することができるものとする。

4 管財課長は、応募企業等の利便性を図るため、募集に関する情報を一元的に管理し、県ウェブページ等を活用して、広く提供するものとする。

(広告掲載等の申込み)

第4 実施部局長等が募集する広告等への掲載希望者は、広告掲載等申込書を、郵送、ファクシミリ又は電子メール若しくは電子申請システムにより、指定する期間内に、当該実施部局長等に提出するものとする。

(広告掲載等の決定)

第5 実施部局長等は、前条の規定により広告掲載等の申込みがあったときは、実施要綱、掲載等基準及び募集要項に定めた条件に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 募集した数を超えて申込みがあった場合は、次の各号の順位により決定するものとする。この場合、同順位のものの中では、広告料の総額が最も高いものを優先することができる。

(1) 県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性化に資すると認められるものであって、県内(地方機関が募集する広告にあっては、当該地方機関が所管する地域内を優先する。以下同じ。)に事業所等を有するものを第一順位とする。

(2) 県内に事業所等を有するものを第二順位とする。

(3) 前二号に掲げる以外のものを第三順位とする。

3 前項の規定にかかわらず、順位の設定方法について募集要項にあらかじめ規定した場合は、その規定を優先して決定して差し支えない。

4 実施部局長等は、広告掲載等の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、当該申込者に通知するとともに、その写しを管財課長に提出するものとする。

(契約の締結)

第6 実施部局長等は、広告等の掲載を可とした申込者(以下「広告主」という。)と、原則として、当該広告事業の仕様及び条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲載料が少額であって、かつ、当該広告事業の履行に差し支えがないと実施部局長等が認める場合には、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した承諾書又は請書の提出を求めることに代えることができるものとする。

2 前項の規定による契約書には、次の事項を標準として、必要な事項を記載するものとする。

(1) 契約の名称(広告事業の種別及び広告媒体の名称)

(2) 契約金額(広告掲載料)及びその納付に関する事項

(3) 契約保証金に関する事項

(4) 広告等の仕様(広告の内容及びデザイン等に関する条件、広告原稿の形態等)

(5) 広告原稿等の納入場所及び納入期限

(6) 履行遅滞又は不履行の場合の取扱い

(7) 広告に関する責任の所在及び紛争が生じた場合の解決方法

(8) 契約解除に関する事項

(9) その他、広告事業の実施に関し必要な事項

3 実施要綱第2第1号ニに掲げる広告事業については、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 契約期間中における愛称の変更は原則としてできない旨

(2) 前号について、真にやむを得ない事由により愛称を変更する場合は、知事及び契約者が協議

の上, 変更の可否について決定する旨

(3) 前号に伴う変更が生じた場合における費用の取扱い

(広告掲載料)

第7 広告掲載料については, 別に定める。

2 実施部局長等は, 指定する期日までに広告主から広告掲載料の納付を受けるものとする。

3 実施部局長等は, 広告主が前項に定める期日までに広告掲載料を支払わなかったときは, 遅延日数に応じ, 年2.7%に相当する違約金の支払いを求めるものとする。

(広告の規格)

第8 広告の規格については, 広告媒体の種別, 規格等に応じて, 実施部局長等が別に定める。

2 前項の場合において, 印刷物に掲載する広告の規格については, 次の区分を参考にして定めるものとする。

(1) 印刷物の規格がA4判(縦型)の場合

イ 1ページ全面 縦260mm×横180mm

ロ 1ページの2分の1 縦126mm×横180mm

ハ 1ページの4分の1 縦62mm×横180mm

(2) 印刷物の規格がB5判(縦型)の場合

イ 1ページ全面 縦236mm×横155mm

ロ 1ページの2分の1 縦116mm×横155mm

ハ 1ページの3分の1 縦77mm×横155mm

(広告の作成等)

第9 実施部局長は, 広告主に対し自らの責任及び負担において広告を作成させ, 指定の期日までに, 指定する形式で, 指定する場所に提出させるものとする。

2 実施部局長等は, 前項の規定により広告を作成させる場合は, 広告の内容, デザイン等が法令等に違反し, あるいは宮城県及び広告媒体の信頼性等を損なうことのないよう, 必ず広告主と協議するものとする。この場合において, 当該協議が成立しないときは, 実施部局長等の解釈によるものとする。

(広告内容等の変更)

第10 実施部局長等は, 広告の内容, デザイン等が法令等に違反し, 又は違反するおそれがあると判断したとき, 又は実施要綱, 掲載等基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは, 広告主に対して, その修正を求めることができるものとする。

2 前項の場合において, 実施部局長等は, 広告内容等の修正に要する費用について, 広告主に負担を求めるものとする。

(契約の解除)

第11 実施部局長等は, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 広告主への催告その他何らの手続を要することなく, 当該契約を解除することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
  - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
  - (3) 第9第2項の規定による協議又は第10の規定による広告内容又はデザイン等の修正を、広告主が行わないとき。
- 2 実施部局長等は、前項に規定するもののほか、広告の掲載等を継続することが著しく不適切と判断したときは、契約を解除することができるものとする。
  - 3 実施部局長等は、前2項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
  - 4 実施部局長等は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、その解除の理由が県の責めに帰すべき理由である場合を除き、違約金として広告掲載料(広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額)の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

#### (広告掲載の取下げ)

第12 広告主は、自己の都合により、広告の掲載等を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による広告の掲載等の取下げは、書面により行わなければならない。
- 3 広告主が第1項の規定により広告の掲載等を取り下げた場合は、違約金として広告掲載料(広告掲載料の一部が納付されているときは、その額を控除した額)の10%に相当する額の支払いを求めるものとする。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

#### (広告掲載料の返還)

第13 県は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告事業の内容等が月単位で継続されるようなものである場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降分の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

#### (事故責任)

第14 実施部局長等は、広告主に対し県の土地、建物及び工作物等(以下「施設等」という。)に広告物を設置する場合は、当該施設等の利用者の安全確保に十分な配慮を求めるものとする。

- 2 実施部局長等は、広告主に対し広告物の落下、破損、倒壊等により施設等又は第三者に損害を生じさせた場合には、広告主の責任及び負担において補償することを求めるものとする。ただし、当該事故の発生が県の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

#### (広告代理店等を通じて募集する場合の取扱い)

第15 第3第3項の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4から第6まで及び第12の規定については、県が当該代理店等と協議して定める。
- (2) 第7第2項及び第3項、第9から第11まで、第13、第14並びに第17の規定については、「広告主」

を「広告代理店等」と読み替え準用する。

(裁判管轄)

第16 広告事業に関して争いが生じた場合には、特段の定めのない限り、仙台地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(その他)

第17 この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、実施部局長等と広告主双方が協議して解決するものとする。